



# 佐賀県公報

平成21年  
2月27日  
(金曜日)  
第13130号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (二・雇用労働課)

### 告示

都市計画事業変更の認可 (五六・まちづくり推進課)

道路の区域の変更 (五七・道路課)

道路の供用開始 (五八・)

〃 (五九・)

〃 (六〇・)

### 公告

落札者等の公示 (情報・業務改革課)

公共測量の実施 (土地対策課)

県営三瀬地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課)

〃 ( )

〃 ( )

### 人事委員会事項

一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一) 四

### 正誤

平成二十一年二月六日付け佐賀県公報第一三二二四号中訂正 (総務法制課) 五

平成二十一年二月十七日付け佐賀県公報第一三二二七号中訂正 ( ) 五

## 公布された規則のあらまし

- 佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則(規則第二号)
- 1 佐賀県立産業技術学院の訓練科のうち、総合実務科を廃止することとした。(第五条関係)
- 2 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

## 規則

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第二号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則(昭和三十五年佐賀県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の表の短期課程の総合実務科の項を削る。

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 告示

### ◎佐賀県告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

### 一 施行者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画道路事業 三・三・三号 大坪木須線

三 事業施行期間

平成十六年六月十八日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

◎佐賀県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年二月二十七日から平成二十一年三月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 伊万里山内線	伊万里市大坪町字小式原丙一五 六五番一地从先から	伊万里市大坪町字小式原丙一五 六五番一地从先から	後	三三・四	四六六・四
	伊万里市大川内町字栗林丙二四 六九番三地从先まで	伊万里市大川内町字栗林丙二四 六九番三地从先まで	前	一六・〇	
伊万里山内線	伊万里市大坪町字小式原丙一五 六五番一地从先から	伊万里市大坪町字小式原丙一五 六五番一地从先から	後	二七・〇	四六六・四
	伊万里市大川内町字栗林丙二四 六九番三地从先まで	伊万里市大川内町字栗林丙二四 六九番三地从先まで	前	一六・〇	

◎佐賀県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月二十七日から平成二十一年三月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里山内線	伊万里市大坪町字小式原丙一五六五番一地从先から 伊万里市大川内町字栗林丙二四六九番三地从先まで	平成二一・二・二七

◎佐賀県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月二十七日から平成二十一年三月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦に供する。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山浦肥前鹿島停車場線	鹿島市大字納富分子小路七一一番一地从先から 鹿島市大字納富分子永吉良九九一番一地从先まで	平成二一・二・二七

●佐賀県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年二月二十七日から平成二十一年三月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧供する。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江北丸刈線	小城市牛津町下紙川字永田一七八二番地先から 小城市丸刈町三王崎字西戸崎一四〇〇番七地先まで	平成二一・二・二七

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成21年 2月27日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志 波 幸 男

1 業務名

公共ネットワーク維持管理業務

2 契約の相手方を決定した手続

技術提案型一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成20年11月28日

4 落札決定日

平成21年 1月15日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 ニシム電子工業株式会社 代表取締役社長 水上 開

(2) 住所 福岡県福岡市博多区美野島一丁目2番8号

6 落札価格 144,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課（新行政棟5階）

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年 2月27日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 デジタルオルソ画像作成に係る業務（固定資産）

2 作業期間 平成20年12月15日から平成21年3月31日まで

3 作業地域 佐賀市全域

平成20年1月28日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）三瀬地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年 2月27日

佐賀県知事 古 川 康

平成20年3月14日県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）三瀬地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年 2月27日

佐賀県知事 中 川 康

平成19年8月31日県道土地改良事業(中山間地域総合整備(庄場整備)三瀬地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年2月27日

佐賀県庁 中 川 康

○ 人事委員会事項

一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する規則及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第一号

一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する規則及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則

(一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第一条 一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「職員かどうかは」の下に「、特定任期付職員として採用された日から起算して一年を経過することの日の属する月の初日(以下「基準日」という。)(」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による判断は、特定任期付職員として採用された日から基準

日まで(の間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者については、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日まで(の間)にその者が特定任期付職員として挙げた業績について行うものとする。

3 前二項の規定は、特定任期付職員が離職する場合について準用する。この場合において、第一項中「特定任期付職員として採用された日から起算して一年を経過することの日の属する月の初日(以下「基準日」という。)(」とあるのは「特定任期付職員が離職する日の属する月の初日(以下「離職に係る基準日」という。)(」と、前項中「から基準日まで」及び「から直近の基準日まで」とあるのは「から離職に係る基準日まで」と読み替えるものとする。

第七条を次のように改める。

第七条 特定任期付職員業績手当は、基準日又は特定任期付職員が離職する日の属する月の佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号)第二条に規定する職員の給料の支給定日(以下「支給日」という。)(に支給するものとする。ただし、特定任期付職員が離職が支給日以後である等のため、支給日に支給することができないときは、支給日以後に支給することができる。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則

(平成十五年佐賀県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「職員かどうかは」の下に「、任期付研究員として採用された日から起算して一年を経過することの日の属する月の初日(以下「基準日」という。)(」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による判断は、任期付研究員として採用された日から基準日までの間(任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、

<p>平成二十一年二月六日付け佐賀県公報第一三二二四号中訂正</p>	
<p>1</p>	<p>頁</p>
<p>上段 左から四行目</p>	<p>箇所</p>
<p>平成二一・二・六</p>	<p>誤</p>
<p>平成二一・二・九</p>	<p>正</p>

○ 正 誤

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 前二項の規定は、任期付研究員が離職する場合について準用する。この場合において、第一項中「任期付研究員として採用された日から起算して一年を経過することの日の属する月の初日（以下「基準日」という。）に」とあるのは「任期付研究員が離職する日の属する月の初日（以下「離職に係る基準日」という。）に」と、前項中「から基準日まで」と及び「から直近の基準日まで」とあるのは「から離職に係る基準日まで」と読み替えるものとする。

第八条を次のように改める。

第八条 任期付研究員業績手当は、基準日又は任期付研究員が離職する日の属する月の佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）第二条に規定する職員の給料の支給定日（以下「支給日」という。）に支給するものとする。ただし、任期付研究員の離職が支給日以後である等のため、支給日に支給することができないときは、支給日以後に支給することができる。

<p>平成二十一年二月十七日付け佐賀県公報第一三二二七号中訂正</p>	
<p>4</p>	<p>頁</p>
<p>上段 左から六行目</p>	<p>箇所</p>
<p>廿五</p>	<p>誤</p>
<p>廿六</p>	<p>正</p>

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年二月二十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社